

公益信託 藤井寺青少年育成しゅら基金

2025年度 募集要項

この公益信託は、自己の形成と識見の啓発をめざして、青少年が社会の一員として自主的に参加し、文化・教養の向上、心身の鍛錬、情操の陶冶を行うなど多方面にわたり学習する社会教育活動を助成するために社団法人 藤井寺青年会議所によって設定されました。

1. 助成の目的

文化、スポーツ、芸術等の分野における社会教育活動を行う藤井寺市内の青少年の団体及びその指導者に対し助成を行うことにより、社会教育活動の振興を図ることを目的とします。

2. 助成対象

2025年度（4月1日～翌年3月31日）に実施・完了する事業で、以下の条件に見合った団体・活動であること。

- (1) 文化、スポーツ、芸術等の分野における社会教育活動を行う藤井寺市内の青少年の団体等に対する助成金の交付
- (2) 当該社会教育活動が藤井寺市内の青少年の自主的参加により行われるものであること
- (3) 当該社会教育活動が営利を目的としないものであること

3. 助成金額

1団体あたり20万円を上限とし、助成対象事業総額の80%以内とします。
(本年度の助成金総額は80万円以内の予定です。)

4. 申請の手続

所定の申請書に必要事項を記入し、申請団体の概要がわかる資料(※)を同封のうえ、以下の提出先にご郵送下さい。なお、応募書類は返却致しませんのでご了承ください。

※：定款・規約・運営規則、構成員状況、決算書などで提出可能なもの

5. 申請受付期間

2025年4月14日（月）～2025年5月19日（月）（当日消印有効）

6. 選考基準

団体運営に関わる年間予算に対しての援助ではなく、団体が行う具体的な事業に対する助成です。提出された事業内容（活動計画・収支計画等）を審査のうえ、助成対象・金額を決定致します。

7. 選考及び通知

申請受付締切り後に開催する本基金運営委員会において選考決定の上、2025年7月下旬にその結果を書面にてお知らせします。

8. その他

- (1) 助成金は、指定の銀行口座等へ振り込みます。
- (2) 助成金の使用について報告を頂くことになっています。
- (3) 偽りその他不正な手続により助成金の交付を受けたり、又目的以外に費消したときは、授与した助成金は返還して頂きます。

【申請書の提出先・問い合わせ先】

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1 三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託チーム 藤井寺青少年育成しゅら基金 申請口 TEL 03-5232-8910（受付：平日9時～17時） FAX 03-5232-8919
--

(※) 公益信託とは：個人の方が公益活動のために財産を提供しようという場合や、法人が利益の一部を社会に還元しようという場合などに、信託銀行に財産を信託し、信託銀行は公益信託契約で定められた公益目的に従ってその財産を管理・運用し、公益活動を行う制度です。